


米子基署発 0718 第 1 号  
平成 29 年 7 月 18 日

建設工事関係者連絡会議  
構成員各位

米子労働基準監督署長 

建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から労働基準行政の推進に対し、格別のご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年当初から鳥取県内における建設業の労働災害が多発しています。平成 29 年 6 月末現在においても、建設業における労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、同年 1 月からの累計で鳥取県全体では 51 人（前年同期 23 人）、米子労働基準監督署管内では 17 人（前年同期 8 人）といずれも前年同期の数値の 2 倍を超え依然として労働災害の多発傾向が続いています。

この状況を受け、鳥取労働局は、平成 29 年 6 月 26 日に同局長による通達「建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）」（以下、「局長通達」と言います。別添 1 及び別添 2 参照。）を国及び鳥取県の建設工事発注機関並びに建設工事関係団体に対して発出し、経営トップによる職場パトロールの実施、元方事業者の関係請負人に対する指導の徹底、小規模の工事現場における安全な作業計画の策定・その履行確認等 14 項目にわたる労働災害防止措置の取り組みを関係機関及び関係事業場に対して周知するよう求めるとともに、鳥取県内の労働基準監督署に対して建設現場の監督指導等の強化を指示しています。

米子労働基準監督署においては、さらなる労働災害発生防止のため、工事現場に対する監督指導時及び建設工事に係る計画届・設置届の現地調査時に労働災害防止措置に関する指導を強化することや、建設関係団体が行う講習会や現場パトロールに職員を派遣し、労働災害防止対策の推進を啓発することとしています。

また、米子労働基準監督署管内の建設業における労働災害は「墜落・転落」災害が多発しています。平成 29 年 6 月末現在、休業 4 日以上死傷者数 17 人のうち「墜落・転落」災害による死傷者が 9 人と半数を上回り、かつ平成 28 年 1 年間に発生した「墜落・転落」災害による死傷者数 6 人をもすでに上回っています。こうした状況から、重点的に「墜落・転落」災害の防止を推進する必要がありますので、当署では、各工事現場における自主的な「墜落・転落」災害防止の取り組みの一助として活用されることを期して、「墜落・転落」災害防止のためのチェックリストを掲載したリーフレット「建設業における労働災害が多発しています！！」を別添 3 のとおり作成いたしました。

つきましては、建設工事の受注事業場又は傘下の事業場に対して局長通達に記載の取り組みの周知並びに別添のリーフレットの周知及びその活用を勧奨されますようお願いいたします。